

熊本市立子育て支援センター条例の一部改正について

熊本市立子育て支援センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

熊本市立子育て支援センター条例（平成14年条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立地域子育て支援拠点施設条例

第1条中「子育てに」を「子育て家庭の親子が相互に交流を図るとともに、子育てに」に、「保育情報」を「情報」に、「親子の交流」を「助言」に、「子育て支援センター（以下「センター」を「地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」に改める。

第2条中「センターの」を「拠点施設の」に改め、同条の表に次のように加える。

熊本市立街なか子育てひろば	熊本市中央区上通町2番3号
---------------	---------------

第3条中「センター」を「拠点施設」に改め、同条第2号中「保育情報」を「情報」に改め、同条第3号中「交流促進」を「交流の場の提供及び交流の促進」に改める。

第4条中「センター」を「拠点施設」に改める。

第5条の見出し中「入館」を「入場」に改め、同条中「入館」を「入場」に、「センター」を「拠点施設」に、「退館」を「退場」に改める。

第7条を第8条とし、第6条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（拠点施設の職員の指示）

第6条 拠点施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に当たっては、

拠点施設の職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

(提出理由)

街なか子育てひろばを新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。